様式集

様式第１（第８条関係）

（表面）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 第一種フロン類充塡回収業者　 | 登録登録の更新 | 申請書 |

|  |  |
| --- | --- |
| ※登録番号 |  |
| ※登録年月日 |  |

年　　　月　　　日

北海道知事　　　　　　　　　　　　　殿

（郵便番号）

住所

氏名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 | 第２７条第２項第３０条第２項 | の規定により、 |
| 必要な書類を添えて第一種フロン類充塡回収業者の | 登録登録の更新 | を申請します。 |

|  |
| --- |
| 事業所の名称及び所在地 |
|  | 名称 |  |
| 所在地 | （郵便番号）電話番号　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類 |
|  | 回収の対象とする第一種特定製品の種類等 | 回収しようとするフロン類の種類 |
| CFC | HCFC | HFC |
| (1)エアコンディショナー |  |  |  |
| (2)冷蔵機器・冷凍機器 |  |  |  |
| 　 フロン類の充塡量が50kg以上の第一種特定製品 |  |  |  |
| 充塡の対象とする第一種特定製品の種類及び充塡しようとするフロン類の種類 |
|  | 充塡の対象とする第一種特定製品の種類 | 充塡しようとするフロン類の種類 |
| CFC | HCFC | HFC |
| (1)エアコンディショナー |  |  |  |
| (2)冷蔵機器・冷凍機器 |  |  |  |
| フロン類回収設備の種類、能力及び台数 |
|  | 設備の種類 | 能力 |
| 200g/min未満 | 200g/min以上 |
| CFC用 | 台 | 台 |
| HCFC用 | 台 | 台 |
| HFC用 | 台 | 台 |
| CFC、HCFC兼用 | 台 | 台 |
| CFC、HFC兼用 | 台 | 台 |
| HCFC、HFC兼用 | 台 | 台 |
| CFC、HCFC、HFC兼用 | 台 | 台 |

（裏面）

備考　１　※印の欄は、更新の場合に記入すること。

２　「回収の対象とする第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類」及び「充塡の対象とする第一種特定製品の種類及び充塡しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。

３　事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。

４　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

５　下記の欄には、申請に係る事項の補足的説明、フロン類の回収を自ら行う者若しくはフロン類の回収に立ち会う者の氏名又はフロン類の充塡を自ら行う者若しくはフロン類の充塡に立ち会う者の氏名等を、任意に記載することができる。

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
| 収入証紙ちょう付用紙 |
| ちょう付欄 |  |
| 事項 | １　手数料の名称　　第一種フロン類充塡回収業者登録（更新）申請手数料２　ちょう付金額　　　　　　　　　　　　　　　　　　円３　その他の事項 |

　　　年　　　月　　　日申請

　　　　　　　　　申請者　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

様式第２（第１１条関係）

第一種フロン類充塡回収業者変更届出書

年　　　月　　　日

北海道知事　　　　　　　　　　　　　殿

（郵便番号）

住所

氏名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

登録番号

第一種フロン類充塡回収業者に係る以下の事項について変更したので、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第３１条第１項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変更の内容 | 新 | 旧 |
|  |  |
| 変更理由 |  |

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第３（第５２条関係）

第一種フロン類充塡回収業者のフロン類充塡量及び回収量等に関する報告書

年　　　月　　　日

北海道知事　　　　　　　　　　　　　殿

（郵便番号）

住所

氏名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

登録番号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第４７条第３項の規定に基づき、次のとおり報告します。

|  |
| --- |
| ＣＦＣ |
|  |  | (1)エアコンディショナー | (2)冷蔵機器及び冷凍機器 | (3)合計 |
| 設置 | 設置以外 | 設置 | 設置以外 | 設置 | 設置以外 |
| ＣＦＣを充塡した第一種特定製品の台数 | 台 | 台 | 台 | 台 | 台 | 台 |
| ①充塡した量 | kg | kg | kg | kg | kg | kg |
|  | (1)エアコンディショナー | (2)冷蔵機器及び冷凍機器 | (3)合計 |
| 整備 | 廃棄等 | 整備 | 廃棄等 | 整備 | 廃棄等 |
| ＣＦＣを回収した第一種特定製品の台数 | 台 | 台 | 台 | 台 | 台 | 台 |
| ②回収した量 | kg | kg | kg | kg | kg | kg |
| ③年度当初に保管していた量 | kg | kg |
| ④第一種フロン類再生業者に引き渡した量 | kg | kg |
| ⑤フロン類破壊業者に引き渡した量 | kg | kg |
| ⑥法第５０条第１項ただし書きの規定により自ら再生し、充塡したフロン類の量 | kg | kg |
| ⑦第４９条第１項に規定する者に引き渡した量 | kg | kg |
| ⑧年度末に保管していた量 | kg | kg |
| ＨＣＦＣ |
|  |  | (1)エアコンディショナー | (2)冷蔵機器及び冷凍機器 | (3)合計 |
| 設置 | 設置以外 | 設置 | 設置以外 | 設置 | 設置以外 |
| ＨＣＦＣを充塡した第一種特定製品の台数 | 台 | 台 | 台 | 台 | 台 | 台 |
| ⑨充塡した量 | kg | kg | kg | kg | kg | kg |
|  | (1)エアコンディショナー | (2)冷蔵機器及び冷凍機器 | (3)合計 |
| 整備 | 廃棄等 | 整備 | 廃棄等 | 整備 | 廃棄等 |
| ＨＣＦＣを回収した第一種特定製品の台数 | 台 | 台 | 台 | 台 | 台 | 台 |
| ⑩回収した量 | kg | kg | kg | kg | kg | kg |
| ⑪年度当初に保管していた量 | kg | kg |
| ⑫第一種フロン類再生業者に引き渡した量 | kg | kg |
| ⑬フロン類破壊業者に引き渡した量 | kg | kg |
| ⑭法第５０条第１項ただし書きの規定により自ら再生し、充塡したフロン類の量 | kg | kg |
| ⑮第４９条第１項に規定する者に引き渡した量 | kg | kg |
| ⑯年度末に保管していた量 | kg | kg |
| ＨＦＣ |
|  |  | (1)エアコンディショナー | (2)冷蔵機器及び冷凍機器 | (3)合計 |
| 設置 | 設置以外 | 設置 | 設置以外 | 設置 | 設置以外 |
| ＨＦＣを充塡した第一種特定製品の台数 | 台 | 台 | 台 | 台 | 台 | 台 |
| ⑰充塡した量 | kg | kg | kg | kg | kg | kg |
|  | (1)エアコンディショナー | (2)冷蔵機器及び冷凍機器 | (3)合計 |
| 整備 | 廃棄等 | 整備 | 廃棄等 | 整備 | 廃棄等 |
| ＨＦＣを回収した第一種特定製品の台数 | 台 | 台 | 台 | 台 | 台 | 台 |
| ⑱回収した量 | kg | kg | kg | kg | kg | kg |
| ⑲年度当初に保管していた量 | kg | kg |
| ⑳第一種フロン類再生業者に引き渡した量 | kg | kg |
| ㉑フロン類破壊業者に引き渡した量 | kg | kg |
| ㉒法第５０条第１項ただし書きの規定により自ら再生し、充塡したフロン類の量 | kg | kg |
| ㉓第４９条第１項に規定する者に引き渡した量 | kg | kg |
| ㉔年度末に保管していた量 | kg | kg |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 法第４１条の規定によりフロン類が充塡されていないことの確認を行った第一種特定製品の台数 | (1)　エアコンディショナー | (2)　冷蔵機器及び冷凍機器 | (3)　合計 |
| 台 | 台 | 台 |

備考　１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　原則として、②＋③＝④＋⑤＋⑥＋⑦＋⑧、⑩＋⑪＝⑫＋⑬＋⑭＋⑮＋⑯、⑱＋⑲＝⑳＋㉑＋㉒＋　㉓＋㉔となるようにすること。

３　第４９条第２号に該当する場合にあっては、引渡し及び返却の年月日、申請者の氏名又は名称及び住所並びにフロン類の種類ごとの量を記載した書面を添付すること。

第一種フロン類充塡回収業者廃業等届出書

年　　月　　日

　北海道知事　　　　　　　　　様

（郵便番号）

住　　所

氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第３３条第１項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　　　　　名法人にあっては、名称及び代表者の氏名 |  |
| 住　　　　　所 |  |
| 登　録　番　号 |  |
| 廃業等の年月日 |  |
| 廃業等の理由該当番号に○をつけること | 　１　死亡　２　合併による消滅　３　破産による解散　４　合併及び破産以外の理由による解散　５　廃止 |
| 届出者と第一種フロン類充塡回収業者であった者との関係該当番号に○をつけること |  １　法定届出人２　その他（ 　　　　　　　 ） |

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

第一種フロン類充塡回収業者登録証再交付等申請書

年　　月　　日

北海道知事　　　　　　　　　様

（郵便番号）

住所

氏名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

第一種フロン類充塡回収業者登録証の（　再交付　・　書換交付　）を受けたいので、次のとおり申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 登録番号 |  |
| 登録年月日 |  |
| 有効期限 |  |
| 事業所名 |  |
| 事業所所在地 |  |
| 再交付等申請の理由 | 破損　・　汚損　・　亡失書換交付 |
| 具体的理由 |

添付書類　第一種フロン類充塡回収業者登録証（亡失の場合を除く）

誓約書

　登録申請者及びその役員は、フロンの使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第２９条第１項各号に該当しない者であることを誓約します。

 　　　　年　　月　　日

 　　 申請者

北海道知事　　　　　　　　　　　様

※法人の場合は、申請者として名称と代表者の氏名を記載してください。

 参 考

第一種フロン類充塡回収業登録申請書 事前確認事項

|  |
| --- |
| 申請書 |
|  | ①住所、氏名 | ・記載内容が本人確認書類(住民票の写し、登記事項証明書)と相違ないか確認・代理人の氏名の場合、委任状が添付されているか確認 |
| ②事業所の名称及び所在地 | ・申請者の住所及び名称と事業所の住所及び名称は、異　なっていても構いません |
| ③回収の対象とする第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類 | ・添付書類のフロン類回収設備仕様書等により、メーカー名及び型式から「回収装置　自己認証一覧表」[[1]](#footnote-1)）などを参考に回収できるフロン類の種類及び回収能力をチェックし、該当欄に○印が記入されているか確認・充塡のみを行う業者は、記載不要 |
| ④フロン類の充塡量が50kg以上の第一種特定製品 | ・○印が記入されている場合、当該第一種特定製品に係るフロン類の種類に対応するフロン類回収設備が200g/min以上のフロン類を回収できるものであることを確認・なお、回収設備が複数ある場合、それらの能力の合計が　200g/min以上でも可 |
| ⑤充塡の対象とする第一種特定製品の種類及び充塡しようとするフロン類の種類 | ・回収のみを行う業者は、記載不要 |
| ⑥フロン類の回収設備の種類、能力及び台数 | ・「回収装置　自己認証一覧表」1）などを参考に設備の種類に誤記がないか確認・所有権又は使用権を有する回収設備の台数と齟齬がないか確認 |
| 添付書類 |
|  | ①本人確認書類 | ・住民票の写し又は登記事項証明書の発行日が３ヶ月以内であることを確認・コピーは不可 |
| ②委任状 | ・登録申請に係る申請者氏名は委任状が添付されていれば代理人でも可能 |
| ③誓約書 | ・申請者と同一の者による誓約書であるか確認 |
| ④フロン類回収設備の所有権(使用権)を有することを示す書類 | ・購入契約書、納品書、領収書、購入証明書、借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等が申請者のものかどうか確認・充塡のみ行う業者の場合も必要であること |
| ⑤フロン類回収設備の種類及び能力を示す書類 | ・回収できるフロン類の種類及び能力が記載された取扱説明書、仕様書、カタログ等が添付されているか確認・充塡のみ行う業者の場合も必要であること |
| ⑥十分な知見を有する者を示す書類 | ・充塡及び回収についてそれぞれ十分な知見を有する者としてp.6に掲げている資格等であることを確認 |
| ⑦収入証紙 | ・割印、ちょう付金額の確認（手数料：5,250円） |

【参考】

|  |
| --- |
| ○第一種フロン類充塡回収業者の登録の基準（規則第９条）　・　フロン類の引取りに当たっては、申請に係る事業所ごとに、申請書に記載されたフロン類回収設備が使用できること。・　申請書に記載されたフロン類回収設備の種類が、その回収しようとするフロン類の種類に対応するものであること。・　申請に係る第一種特定製品であってフロン類の充塡量が50kg以上のものがある場合には、当該第一種特定製品に係るフロン類の種類に対応するフロン類回収設備が、200g/min以上のフロン類を回収できるものであること。 |

1. 冷媒回収推進・技術センターのホームページ参照

 http://www.rrc-net.jp/archives/61 [↑](#footnote-ref-1)